

るが、1週間から10日でサービスを利用できる。従来の予防給付は月単位の単価で、体調不良等でサービスを断つても一定の費用がかかる。総合事業は、1日の単価になるので、利用した料金を支払うことになり、利用者の応分負担にすることで、費用の軽減、介護給付の削減につながる。通所介護は、事業所の協力もあり、サービスの質を落とすことなく、利用人数の増加にもかかわらず、1人当たりの単価、総額が減少した。

問 日常生活の支援のための施策を総合的に行うとは、具体的にどのようなことか。

答 包括的支援事業は、高齢者に対する権利擁護業務等や、地域包括支援センタープランチ（かしはら街の介護相談室）を開設し、高齢者に対する総合相談や地域包括ケアシステムの構築を行っている。介護予防事業は、「元気はつらつ体操教室」や「シニア塾」として介護予防教室を実施しており、29年度は、定員の1.3倍から1.5倍の人数で開始している。参加者が増えるよう、開催場所や時期を工夫して、市民の介護予防意識の

向上及び閉じこもり予防に努める。住民主体の介護予防活動は、小学校区12カ所のサロンがある。また、市が立ち上げや運営等の協力をしている事業で「元気な一歩会」というサークルもある。

問 利用者の介護費用が抑えられたことについて、事業者の経営は圧迫されていないか。

答 総合事業は、通所介護・訪問介護・介護予防ケアマネジメント事業について、国が定める上限を超えない範囲で市町村が単価を設定できる。本市は、上限いっぱいまで単価を設定している。市独自の加算も、加算をした上での上限となっており、出来る限りの配慮をしている。

問 どのような市独自の単価設定と加算をしているのか。

答 市独自のサービスとして、半日の通所介護、シルバー人材センターの訪問支援、短期集中の訪問・通所介護があり、独自の単価を設定している。半日通所介護の中で半日入浴加算と半日のリハビリテーション職員配置加算がある。1日の単価は国の上限いっぱいまで設定しており、加算は半日の通所介護のみ適用される。

問 28年3月にも質問したが、半日のリハビリテーション職員配置加算をされるのは、今でも、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のみか。

答 国の実施要綱で、想定される資格として明記されており、当該3職種に限定している。ただし、従来の予防給付の運動機器機能加算は、総合事業の加算にも入っており、3職種の他にも、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師も加算できる。

問 今後、本市で柔道整復師、その他の資格の加算の考えは。

答 その他の資格者が介護事業で活躍し、様々な苦勞をしていることは承知している。本市も、今後の国の改正や検討の中で、3職種以外の資格について明確なガイドライン等ができたなら、可能な範囲で最大限配慮する。

問 市庁舎建設事業等に関する特別委員会および議会で、事業会社から提出済みの提案書を出さずに事業契約書に関する採決を行ったが、この採決の意思決定プロセスにおける瑕疵の有無とその真意は。

答 平成27年3月定例会で議決された本件は、地方自治法第96条第1項第15号、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）第12条に基づき議決案件となる。地方自治法第96条第1項第5号工事請負契約に係る議会の議決に関し、「その議案には、工事請負契約書案を添付する必要がなく、その場合は、契約の目的、方法、金額、相手方などを明記すればよい」と自治六法解説に記載されており、契約を締結するまでに特別委員会で複数回説明をした。27年2月12日に大林組グループが選定されたことを報告し、平面図等を提出し、概要説明と質疑応答を行った。またリスク管理、庁舎建築計画などの資料請求があり、2月25日に二人の市民が参考人招致され、3月9日に事業契約書等と2月12日に請求された資料を提出し、

概要説明と質疑応答を行った。以上の経緯を踏まえており、意思決定プロセスにおける瑕疵はなく、議決は適切に行われたと考えている。

問 議会に契約内容の全部を開示せず、契約書全体の中に意思の欠缺の状態が採決したことは明白だが、この議決は地方自治法上有効なのか。

答 地方自治法の工事請負契約の解説に、議案に工事請負契約書案を添付する必要がなく、契約の目的、方法、金額、相手方などを明記すればよいとあるので、地方自治法上の契約として成立しているものと感じていた。

問 議員に内容を秘密にして行うことは、地方自治法第1条の「地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする」、憲法第92条の「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」という文言に明らかに反すると思うが、どう考えるか。

答 議会で議決された今回の契約は成立しているものと理

一般質問
佐藤 太郎
(自民党)

新分庁舎